

富津市創生会議設置要綱

平成 27 年 4 月 28 日告示第 71 号
改正 平成 28 年 3 月 28 日告示第 27 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条の規定に基づき市が定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び進行管理において、市長が住民等に意見又は助言を求めるため、富津市創生会議（以下「会議」という。）を設置する。

(意見等を求める事項)

第 2 条 市長が会議において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 市におけるまち・ひと・しごとに関する現状と課題
- (2) 市におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- (3) 市におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市が講ずべき施策に関する基本的方向
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、市の現状と将来に識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日告示第 27 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。